

近世末期隠岐島水産物商品化の展開過程と 流通形態の歴史地理学的研究

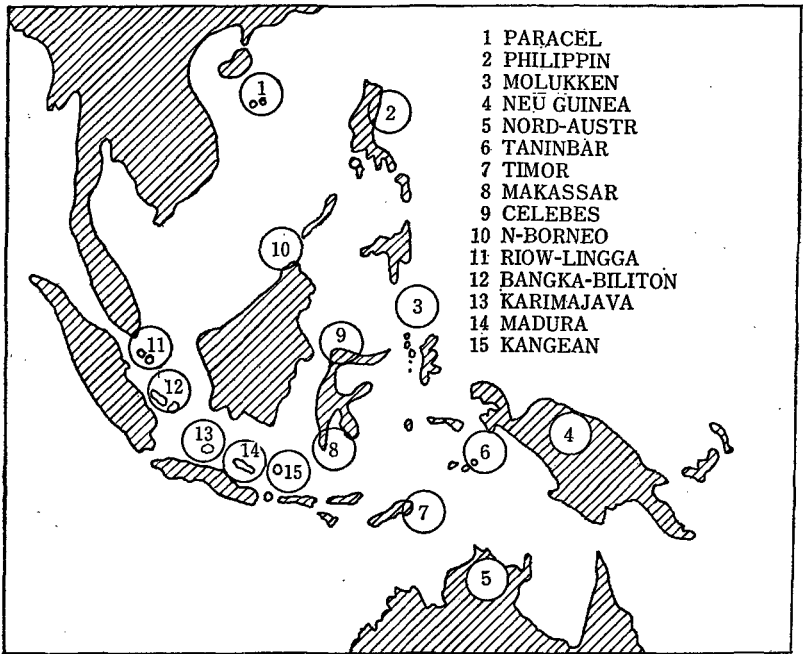
田 中 豊 治

一、研究目的

- 二、文政期における隠岐と松江との商品流通の特色（水産物）
- 三、隠岐と伯耆との商品流通
- 四、遠隔地市場への商品積出
- 五、錫の対外輸出
- 六、隠岐における水産物商品化の展開過程とその意義
- 七、近世後期の本土漁民の隠岐島出漁とその流通問題
- 八、結び

一、研究目的

R. Gerard Ward は太平洋諸島の開発を論じた著書の中で(1)、南太平洋諸島、特にフィジー諸島、サモア諸島、シエテ諸島等では十八世紀以後、欧米人により Sandal-wood (白檀) および Trepanng (海鼠) 等の生産と加工が急速に進められ、中国を始め、東南アジア諸地域に輸出されたが、その生産、加工のため加工用燃料として樹木が伐採



第1図 インドネシア海域の煎海鼠の生産地

F. Bartz の Die Grossen Fischereiraume Der Welt Band II SS 144—147

Bartz の記した Trepang の産地を田中図化

され、植相が荒廢化し、又、労働力補充のため、Melanesia や Micronesia の島々から強制的な人口移動も資本家と結んだ植民地政府により実施され、原住民の居住、食制、慣習、宗教、言語等のあらゆる文化形態面での解体と変化が進行し、島嶼独自の在来文化が消滅しつつある事をのべ、文化水準の高低差が極端に大な場合のドラスチックな文化相の変容形態を指摘している。

又、F. Bartz はフィリピン・ボルネオ・ニューギニア・オーストラリア・インドネシアをめぐる海域、すなわち、南支那海・スル海・セレス海・ジャワ海・フロレス海・バシラ海域では、イスパニア植民時代

から Trepang の商品化が進み、十八世紀末より現代にかけて、第一図に示すような生産根拠地が成立し、煎海鼠が中国に輸出され、インドネシア海域水産物商品生産の中核的役割をなしたという⁽⁶⁾。近代初頭にはオランダ人・中国人と現地人との合弁でインドネシア海域の水産物は中国・東南アジアに輸出されたが、二十世紀に入り、特に第二次大戦後は英・米・日の世界的独占資本の活躍が強化し、いわゆる「綜合商社」の手に東南アジア水産物の流通実権は掌握され、Leo waibel が東南アジア栽植農業の独占化経営で指摘した巨大資本の活躍が益々強大化して農林水産資源の流通実権を掌握している⁽⁷⁾。

右の様な植民地的な島興の水産業の商品化形態に対して、先進資本主義国家の島興群の水産業とその流通形態は様相を異にする。

スコットランドの北西の Outer Hebrides の漁業については William A. Hance が詳説している⁽⁸⁾。

ここでは島民の六〇%が鯨・鱈漁業に従事し、漁獲の八〇%を英本土ではなくて、ヨーロッパ本土に輸出している。市場条件がすぐれ、直接西欧諸国に出荷可能なので、早くから島民による自己資本の経営が安定化した、従ってスコットランド側からの資本力による漁業資本の進出も僅かで、在地資本が強固である。こうした事実の歴史的背景と漁獲物商品化の展開過程は極めて学問的に興味深いが、論及されていないのは遺憾である。

歴史地理学の分野にとって商品の流通機構を検討する場合、もっとも重要な事は商品流通の成立時期の解明、初期の流通機構の構造、その推移と意義、現在直面する流通機構の成立した歴史的背景と当面する問題点である。この解明なくしては事態の有機的関係の科学的把握は不可能である。

我が国の島嶼部における水産業の発展過程、その商品化の推移と課題を系統的、論理的に分析したものは意外にす

くなく、五島、対馬、吉岐、佐渡等の代表的島嶼についてさえ、事態は明らかでない。

本稿は右の反省に立って、例を隠岐にとり、近世末期水産物商品化の側面より島嶼漁業の構造とその推移を追求したものである。近代以後の解体過程は別稿で追求したい。

二、文政期における隠岐と松江との商品流通の特色（水産物）

文政十二年（一八二九）の松江藩から隠岐島大庄屋に対する「申渡」⁽⁵⁾は次の如くで、隠岐島水産物の松江城下積入れを厳命している。

申渡

両島他国渡海船手之者、兼御国政乍存良茂、其控を犯候不埒之仕方有之候ニ付、向後右躰之族於有之ハ、咎之品ヶ条左之通

一、公儀御用儀物之外ニ茂、申物万一隠買、他国売、所々互忍之者附置候上、及露頭候節ハ重科厳敷申付候事

一、島後大庄屋共引受候御用椎茸、未出揃不申中、是又前条之趣、処々之品、椎茸不残取上、其上ニ茂銀三枚ツツ過科申付候事

一、纒之實銭ニ拘り地他ニ不限、無往来者為乗組往返渡海、以後相願候節者、同様之品銀五枚宛過料申付候事

一、諸材木板類、松江表江積入候上、隠岐宿手を不経、口銭之間をかすり、中買之者江相對致忍売候儀、是迄間々有之趣相聞候ニ付、以来中島屋武助ハ御国内所々江隠目附為附置、右之仕方見当り次第、積荷不残取揚置、早速可訴出旨、松江表御役所において同人江申付有之候条、此旨相心得可申候事

一、鯛鰯其他塩物、并干物、何等共松江表江積入候品、馬瀉、江角於両御番所、隠岐宿充送切手申受之、可令人津之処、其儀是以間々纒之口銭ニ拘り、他国問屋江之送切手類賞請候趣、以後前条同様相心得可申事

但、右ニケ条尤隠岐宿承知、中買之手江相渡候儀者、船頭共、武助と相對相談之上ニ而ハ可為勝手次第、勿論其中同人口銭取之外、不依何等、諸事扱方不実之心得有之候節ハ少茂不包有躰を以、松江表御役所江可申出事

一、雲隠在返、惣而送物品々之内、船中船頭水主共馴合、送元并届先キ之眼を掠メ外シ取候儀、是迄先ツハ穩便之沙汰ニ差置

候二泥ミ益増長御役所を軽しめル段、弥張此儘捨置候而ハ、第一制度不行届次第、依之以後右様之任方有之ハ、逸々遂礼明、盗人之罪、吃曲事可申付候事

右之趣、此度改而申渡候上ハ、堅相守可申旨、両島廻船船持、并自分乘一統江不洩様申付、島切人別連印、大庄屋且村役人共奥書を以、受書可差出候出候、以上

文政十二年丑正月

御役所

大庄屋官藏殿

大庄屋文藏殿

大庄屋甚助殿

追啓、右申渡書写取、何れ茂宿々ニ張置候様をも可有申付候、以上

これによれば、松江藩は前々より、隠岐島産物の松江城下積入れを命じていたが、文政期に入り他地域への販売が増加し、松江積入れが減少したので、右の申渡しがなされた。

ちなみに、寛文十二年（一六七三）の「覚」によると松江藩は次のような制札を美保関番所に出している。(6)

隠岐国、并北浦方より、薪・材木・肴・海藻等の商い物、他国へ不出、松江へ入来候様に可被申付候、此方よりも横目付を出置候間、無油断可被申付事

附、他国より大木・杉・本板・材木船参候者、松江へ入候様ニ才覚可有之候事

つまり、松江藩は寛文年間に行っていたり隠岐、北浦（出雲半島北岸のこと）よりの生産物の城下町集中政策と強化し、横目付（監視人）までにおいて、権力をもって物資の城下集中をなしたわけである。

近世城下町における物資の集中政策は城下町が行政中枢地点であるよりも、経済拠点地域としての性格を強め、商業資本主義の成立地域であったが故に、松江も、商工業者が藩権力のもとで保護され、安永七年（一七七八）には魚

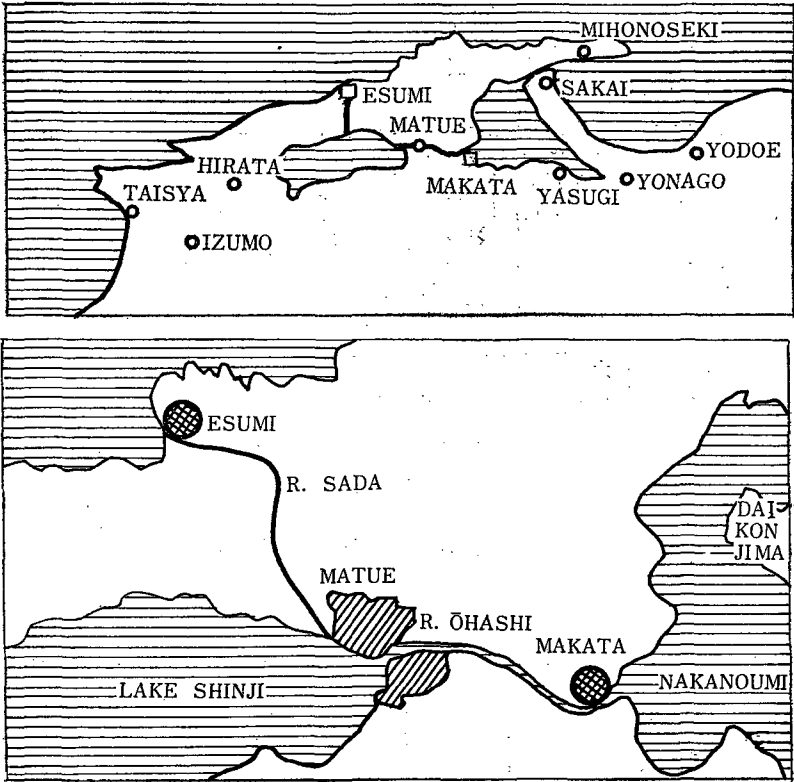
問屋座十一軒、他国問屋座八軒計十九軒で、水産物の取引が行なわれ、前記の物資城下町集中が、藩権力の後立てのもとに、封建的統制を強めていた。従って、文政十二年の隠岐に対する「申渡」は、御役所名で大庄屋あてにはなっているが、内容的には「以来中島屋武助ら、御国内所々江隠目付為附置」とあるように、特権商人による産地支配・統制が実状である。具体的にあげられている項目は、諸材木・板類・鰯・鯛その他塩干物の松江積入れの強制、送荷先は隠岐宿に限定、送切手は馬潟・江角の番所で荷物点検の上受領という、藩権力をうしろだてにした問屋商業の支配強化である。

更に、廻船業者には隠岐宿上荷銭(3)が課せられた。これは、松江積入商品に課せられるもので、文政二年（一八一九）になって（例えば米ならば）「米一俵に付五匁宛の見合を以、積荷何々、此錢何程と渡海場より一通ひ帳に相記、合調印、船主江相渡」すよう仰渡されたもので、通帳を受取ると船主は、渡海場の者へ金を支払い、その通帳を松江の隠岐宿へ差出す、隠岐宿は更に松江藩庁隠州方に提出して取締まるというものであった。

この負担は一応は廻船業者の納入という形ではあるが、最終的には生産者よりの買入直段を買叩いて自己負担の軽減をはかることになるので、松江出荷について隠岐の廻船業者は消極的な姿勢をとらざるを得ないようになった。

隠岐の対岸市場は第二図に示すように出雲では安来・松江・平田・出雲・大社等の都市、伯耆では境・淀江・米子等であるが、隠岐島廻船が販売市場として陸揚げ可能な市場は、出雲では安来・松江・伯耆では境・淀江・米子である。

出雲では前記のように松江城下への集中政策がとられていたから、隠岐の廻船は二つの航路のいづれかをとって松江に入津した。その一は、隠岐―美保関―中海航行―馬潟―松江で、二は隠岐―江角―佐陀運河―宍道湖―松江であ



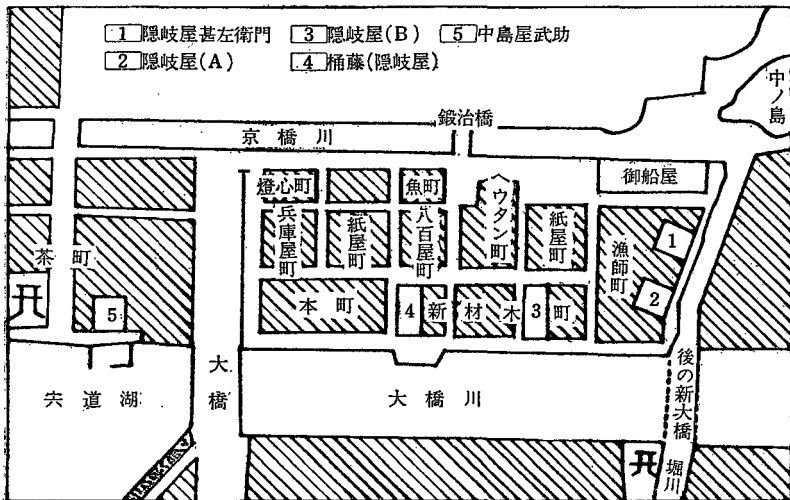
第2図 隠岐の対岸市場

った。

第二のコースは第三図の拡大図で示すように、佐陀川を掘って運河としたので、大型廻船の航行は不可能なので、主要入津コースは第一であった。

隠岐宿及び中島屋武助の位置は第三図に示すように、大橋川及び宍道湖に面して位置している。隠岐宿のうち、近代まで存続したのは「桶藤」^{おけとう}で、その子孫白石氏は「祖母ケンの時代まで、隠岐の材木・水産物を取り扱った」とのべ、他の隠岐屋は堀川筋の埋立と共に水路は消滅し、隠岐屋の旧地を判定することは困難である。

申渡書の中で松江藩庁から御用商



第3図 文化12年末次本町商家図中の隠岐宿

資料 松江市中原町石原広氏所蔵末次商家図

人として隠岐宿の監督、廻船商人を監督した中島屋武助は従来、謎の人物として、その出自、系図は不詳であったが、昭和四十七年十一月、松江市寺町にその墓石が発見され、同寺の過去帳により系図も判明した⁹⁾。過去帳より類推すると、初代中島屋が海産物問屋として独立したのは文化年間、文政年間から天保期にかけては三代目武助が活躍した。三代目武助は天保十三年の俵物元極帳によると出雲地区一円の俵物下請商人として、長崎俵物役所に出雲地区一円の煎海鼠・干鮑・饅鱈の廻送に当り、政商としての地位を強めていた。

しかし、右のような封建的権力体制による統制が、隠岐の廻船業者によって嫌悪されるのは当然で、「其儀是迄以間々纒之口銭に拘り、他国問屋之切手類賞請候趣」とある通り、松江送りの荷物が他国問屋送りになることが間々あった事実は否定出来ない。又、その様な事実を「尤隠岐宿承知、中買之手互相渡候儀者、船頭共武助と相對相談之上三而へ可為勝手次第」¹⁰⁾という風に許容せ

ざるを得ない程、商品経済は封建的領域流通から国民経済の段階に進展し、隠岐島生産物が広汎な市場を指向したと
いうことを示すものである。

三、隠岐と伯耆との商品流通（水産物）

隠岐と出雲との幕末における商品流通は上記の様な性格を示していたが、距離的には隠岐とは伯耆の境港・米子港の方が近距離にあり、且つ、松江入津船も航路的には境港を通過せざるを得ない事は第二図によっても明らかである。

従って境港・米子港との商品流通が当然存在する事は推定され得るが、これを資料的に実証することが出来なかったが、昭和四十七年、米子図書館蔵の所蔵文書調査中、安政六年（一八五九）の「伯耆国中海付村々諸品取調書」中に次の記事のある事を発見し、本問題解明に関し、手がかりを得た。長文であるので抄記すると次の如くである。

御尋に付取調書上(1)

諸国々湊に相廻り候諸品

米子湊

一、米・二千九百三拾俵 是者但馬・加賀・其他北国筋より相廻り、土地近郷に売捌申候（以下文章簡略にす）

一、大豆 二千五百俵 右同断

一、小豆 千九百俵 //

一、灯油 三千五百九十一樽 丹後・若狭

一、油粕 七千三十九俵 右同断

一、干鰯 七千二百二十五俵 右ハ但馬・出雲・石見より相廻り土地近郷に売捌申候

- 一、 罾 七百八十五束 松前
- 一、 同ノ粕 右同断
- 一、 塩鱒 三千七百六十四本 是者石見・出雲・隠岐より相廻り、土地近郷並に美作・備中に売捌申候
- 一、 鯛 百三俵 是者松前・佐渡・隠岐より相廻り、土地近郷並に美作・備中に売捌申候
- 一、 薪 拾五万五千貫目 是者隠岐・但馬より相廻り、土地にて売捌申候
- 一、 板 七千五百四十間 是者隠岐・石見より相廻り、土地にて売捌申候
- 一、 材木 千二百五十本 右同断
- 一、 藻葉 三万八千貫 是は隠岐より相廻り、土地近郷に売捌候

とあり、境港については、記述様式は全く同一で、次の如くである。

境港

- 一、 米千八百四十六俵 是者但馬・丹波・越前・加賀・能登・越中・越後・陸奥・出羽より相廻り、土地近郷に売捌申候（以下積出国、売捌先は簡略抄記す）
- 一、 大豆 千百六十一俵 右同断
- 一、 小豆 三百七十俵 〃
- 一、 灯油 四百六樽
- 一、 酒粕 略
- 一、 油粕 二千四百二十六俵
- 一、 木実 略
- 一、 砂糖 略
- 一、 罾 壹万三百二十三本 松前より、土地近郷販売
- 一、 罾ノ粕 四万五十三本 右同断
- 一、 塩鱒 二百十七箇 石見・出雲・隠岐より、土地近郷販売

- 一、塩鱈 七十余箇 右同断
- 一、塩鱈 二千五百六十一本 石見・出雲・隠岐より、販売先右同断
- 一、鯛 百六拾七箇 松前・佐波・隠岐より販売先右同断
- 一、昆布 略
- 一、炭 五百二十俵 隠岐・但馬・若狭より、販売先右同断
- 一、薪 四万四千六百貫 隠岐・但馬より、販売先右同断
- 一、塩 五万三千俵 播磨・備後・周防・安芸・讃岐・阿波より、販売先右同断
- 一、藻葉 十一万四千八百五十貫目・隠岐より、販売先右同断
- 一、鉄銅 六千三百俵 当国山方より、販売先瀬戸内並北国筋
- 一、木棉 五百八十二箇 近郷より、販売先北国筋
- 一、古手 二百八十二箇 右同断

右之通御座候

未十一月

松平相模守家来

郡奉行 田淵唯右衛門

とある。

隠岐島側で販売した物資を、本土市場で数量的に記録した文書は数少なく、且つ、販路を記してあるので貴重な資料である。記述内容は安政六年（一八五九）未十一月の幕末の事実を記している。

米子・境港には隠岐から塩干魚・薪・材木・藻葉^(註)が多量に移出され、塩干魚は米子を販売拠点として美作・備中にまでその販路が及んでいる。

米子・境は出雲の松江とは商業都市として、いささか性格が異なり、商人の自由活動を許した事は注目すべき事で

ある。文政八年（一八二五）、藩は座の独占を解除し民間の自由売買をみとめ、口錢徴収する等の措置をとった。

「一、他所互持越し並同所より持込候荷物、川口其外所々、境番所に於て、此後相改可申候、間々改を請け運上差出し候様且又持出之荷物、譬へば金六拾目の商致し罷帰る者有之候節は、右の内拾五匁差出し、右代り銀札拾七匁御渡……下略……」の如くである(18)。

つまり、米子と境の商取引重要地点で、町人の社会的地位を認め、藩庁の抑圧主義から民間の相對自由主義轉換を示したものである。こうした措置が隠岐島廻船業者に取っては松江よりは境・米子出荷を有利としたわけである。

貞享四年（一六八七）、米子御船手改が制定されて以来、元禄・享保と改訂が進められ、文化四年（一八〇七）以降においては、入港品に対する口錢が品々により詳細に規定されているが、隠岐よりの入荷物については特例がとられている。

一、繰棉 売代銀拾匁に付五分

一、酒 直段壹分被遣、五尺桶菅本二付百匁宛

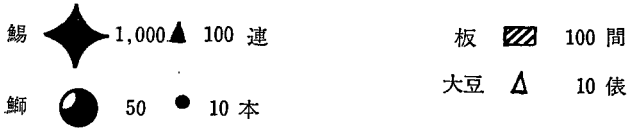
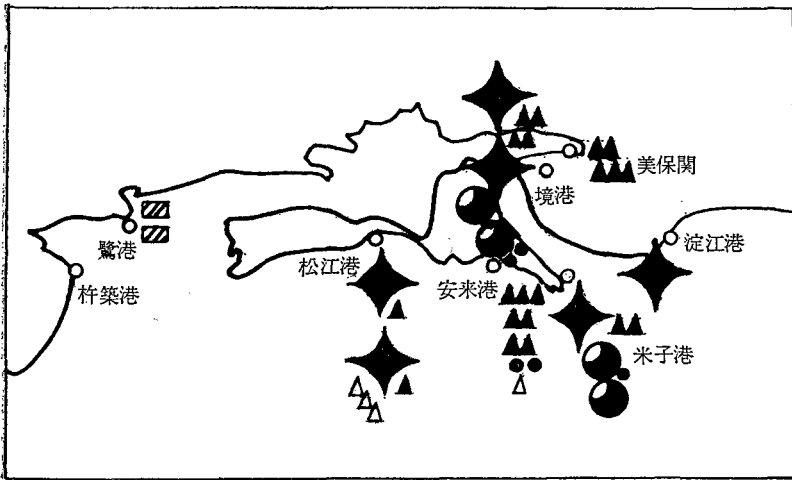
一、茶 売代銀拾匁に付壹匁宛

一、材木、竹売代銀拾匁に付壹匁宛、但米子へ入込候隠岐国の分は御免

の如くである(19)。

又、水産物については、元禄十一年（一六九八）入荷、出荷については厳しい制限があったが、十三年（一七〇〇）年以後は他国からの積込みを許可し、監視役の魚奉行も廃止した。

享保十年（一七二五）には問屋口錢五分の他は水産物についての如何なる徴集金をも禁止し、他国水産物の米子集荷を奨励した(20)。



第4図 天保年間における金毘羅丸の本土市場販売品

図示量は天保9年、11年の合計量

以上によって明らかのように、米子は松江に比して経済都市としては遙かに自由売買の商行為が許された都市であった。これは米子が美作・備中の山間地方を後背地として広大な販売圏を持っていた事と、陸路京阪神に通ずる松江・米子兩藩の参勤交代使用の美作街道に沿って、山陰道物資の流通路の起点を米子が占めていた故である。

松江は封建的因習を墨守し、経済都市としての発展は米子に先鞭をつけられたことが近世以来、今日にいたるまで踏習されている。ちなみに天保九年（一八三八）および天保十一年（一八四〇）の両年に、隠岐島島後の廻船門屋蔵屋手船金毘羅丸が隠岐産の木材・海産物を本土に移出した結果を記した手板帳によって右の状況を図化すると第四図の如くなり、自由化の進んだ米子・境地区の優位

性が極めて明瞭に読みとれる。

つまり、近世末期の隠岐商品は対岸の本土側市場としては主筋の松江藩よりも自由取引の大幅に許された伯耆の境港・米子城下町を主とし、美保関港・淀江港・安来港等に商品移出をなしていたことが明瞭である。

四、遠隔地市場への商品積出（水産物）

隠岐の長崎俵物が享保以後幕府の命によって長崎・下関に送荷され、天明五年（一七八五）以降は島前・島後両代官所がその生産・出荷の直接責任を負ういわゆる「俵物役場請負」をなし、煎海鼠・干鮑の遠隔地移出を実現したばかりでなく、木材・水産加工品等の遠隔地移出を誘発し、隠岐を近世末期には封建的領域経済から国民経済の段階に

第1章 天保9年同11年金羅丸積荷表

A 隠岐→販売先

販売地	品物	錫(連)	鱈(貫)	塩鯖(俵)	鮑(担)	板(間)	古金(貫)
兵下丸	庫関	13,530			10	1,574	280
越三小	関	8,060				48	
立鱈	亀浜尻	6,395				100	
	田	—	1,017	262		100	
	ヶ	1,040				146	
	浜	—				—	
	通	—				121	

B 仕入地→販売先

販売地		品物		白砂糖	三田尻塩	米	大麦	木綿	篠綿	ローソク	煙草	黒砂糖
浜松 境保 美淀 小新 西島	田江 関江 浜潟 郷前	10箱及50斤	825俵	3箱及19斤	1,190俵 1,182俵 630俵 707俵 168俵	684俵 36俵	44俵	143反	50本	45斤	13箱	16丁
		7箱 500斤	.15俵									
仕入地	下関	三田尻	佐蕃(米子)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

まで流通地域を拡大せしめた。

中心となった商品は「鯛」で、「木材」「塩干魚」がこれにつづいている。前述の天保九年(一八三八)及び同十一年(一八四〇)の蔵屋手船金毘羅丸こんびらの遠隔地市場への販売品目を見ると第一表の如くなる(9)。これは一廻船業者の僅か二ヶ年間の(天保十年の資料欠)特例で、これをもって、当時の全容を断ずることは出来ないが、隠岐産の物資が遠隔地域に販売されていた事はかなり明確にあらわれている。鯛は瀬戸内に大量に販売され、兵庫・下関・丸亀まゐがわと、下り船の販売地としては若州小浜があらわれ、板(木材)の販路もこれと一致している。小浜には鯛の他に

第2表 近世末期廻船問屋杉浦家の水産物販売

年 代	紀 元	使 用 船	積荷商品	販 売 先	備 考
文政11年	1828	春日丸(自船)	俵 物	長 崎	辰荷は肥後より菜種，御用船
天保元年	1830	同 上	同 上	同 上	御用船
同 4 年	1833	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同上	天神丸(自船)	鰯	同 上	
天保8年	1837	春 日 丸	同 上	下 関	新敷屋平右衛門に販売す
同 上	同上	同 上	同 上	兵 庫	塩屋安兵衛に売る
弘化4年	1847	出羽荘内船	鰯， 鰯	瀬 戸 内	尾の道で鰯，兵庫で鰯を賃売
嘉永3年	1850	春 日 丸	鰯	長 崎	御用鰯10万斤輸送 弁天丸は大浜屋船
同 上	同上	弁天丸(雇船)	同 上	同 上	
安政3年	1856	恵 比 須 丸	同 上	浪 華	恵比須丸は手船
文久元年	1861	同 上	同 上	長 崎	
文久3年	1863	三 社 丸	同 上	長 崎	三社丸はきのくま屋船

資料 松浦家譜

鱈しちら(塩干)、塩鱈が送付されている。小浜送りは小浜その地区の消費であるよりは、小浜より琵琶湖岸の今津を經由して京阪・伊勢・名古屋への送荷であったという。

更に文政十一年(一八二八)から文久三年(一八六三)にかけて、廻船商売の実情が記されてある「松浦家譜」中から、水産物の商品概要を表化すると、第二表の如くなる(分)。

松浦家は俵物下請人の板屋を本家とし、目貫村の蔵屋、宇屋村の梅之屋と一族で、隠岐の代表的廻船業者である。これによると、俵物の送荷が鯛主体に移行して行ったこと、長崎・下関・尾道・兵庫・大阪と遠隔地市場に鯛を中心とした水産物の販売が進屋したことがよみとれる。

自己所有の廻船のみでなく、弘化四年には出羽荘内の五郎助船に鱸・鯛の賃積販売をしていること、弁天丸、三社丸等の雇船をもって鯛販売していることがわかる。ちなみに三社丸の所有者きのくま屋は、島の中央部農村原田村の地主で、直接海岸に面していない地区の住人であるが、幕末には農山村地主が廻船持となつて示し興味深い。

遠隔地に大量販売された鯛の銘柄・価格・販売量の実例については長田文書が詳細である(16)。

売附寛

- 一、土用鳥賊 五拾入 九百四拾連 又 八連
 - 一、同 九拾七把 山口荷
- 数合 四万七千式百五拾五把

拾六把不足

壹匁壹分壹厘替

代此 五拾貳貫四百三拾貳匁貳分九厘

一、秋鳥賊 五拾入 拾六連

一、" 三拾入 百六拾九連

一、" 拾六把

數合 五千八百八拾六把

壹匁貳分貳厘替

代此 拾貫七百七拾六匁三分八厘

一、入梅鳥賊 五拾入 五拾壹連

又 四拾三把

又 拾三把

一、入梅鳥賊 五拾入 壹連 絹屋荷

數合 貳千六百五拾六把

壹匁替

代此 貳貫六百五拾六匁

一、入梅鳥賊 五拾入 三連

一、" 下物 拾連 山口荷

數合 百六拾把

七分八厘替

代此 百貳拾四匁貳分

代此合 六拾五貫九百八拾七匁七分七厘內

五貫九百三拾八匁 四連

七拾壹匁貳分 上質

五拾八匁貳分 四百把值引

五拾九貫九百拾八匁五分六厘

此金

右之通御座候間御請取可被下候以上

西九月七日

宝船屋本右衛門[㊟]

春日屋熊右衛門殿

これは春日屋（姓長田）熊右衛門が天保七年十六反帆の新造船を建造し、八年酉に大阪の宝船屋に鯛を販売した時のものである。

土用鳥賊は五拾入、九百五拾四連とあるが秋鳥賊は三拾入、百六拾九連とあり、連れんを単位として計算してある、壹連は鯛貳拾枚一結ひとむすにしたものを称するので、それ等を合計して五万五千九百五拾七把が販売されたことになる。

鳥賊は冬いかが最上品であるが、この売附覚に記されているのは夏鳥賊で上品は数がすくない。土用鳥賊は一連が壹匁分一厘、秋鳥賊は壹匁貳分貳厘、入梅鳥賊は乾燥仕上がりがよくないので、上物で壹匁、下物は七分七厘替である。

以上は大阪宝船屋との取引分であるが、文久元年（一八六一）の下関の仁屋との取引の内容は次の如くである。¹⁹。

八月五日仁屋入荷の分は

一、鯛八千七百七拾五連

百貳拾九文五分替

代 千百五拾六貫三百六拾文

八月十日入荷の分は

一、鯛四千七百六拾貳連

内

第3表 天保弘化期の鰯値段

年号	紀元	一把握段
天保6未	1,835	165.0文
7申	36	147.0
8酉	37	165.0
9戌	38	174.8
10亥	39	215.8
11子	1,840	215.0
12丑	41	320.0
13寅	42	165.0
14卯	43	218.0
弘化元辰	44	250.0
2巳	45	254.4
3午	46	254.8

「10ヶ年冬いか値段之事」(田邑文書)より作製

四百拾九連
 百六拾貳文替
 代五拾六貫九百八拾四文
 四千三百四拾三連
 百五拾五文三分替
 代六百七拾四貫四百六拾八文
 のようである。

宝船屋取引分の中で最も大量の取引分の土用鳥賊四万七千貳百五拾五把が壹把当り、壹匁壹分壹厘替で、五拾貳貫四百三拾貳匁貳分九厘であるがこの分を、天保八年の大阪銀相場で換算すると壹把の金額は百七拾三文となり、同計算で秋鳥賊百九拾貳文、入梅鳥賊は百五拾六文になる。

文久年間の下関相場は銀相場の変動があるので同一比較は出来ないが、幕末インフレ傾向から見ても安値のように思われる。

田邑文書(20)によって天保六年から弘化三年までの冬いかの平均値段の変化を見ると第三表の如くなるので、夏いかとの値段の比較は正確には出来ぬとしても、天保弘化期の鰯の価格はかなり高く、本土市場では隠岐鰯の名声は高かったように思われる。

以上によってみると、鯛は遠隔地市場に隠岐島の回船問屋によって大量に販売されていたことがわかる。

五、鯛の対外輸出

鯛は対岸の雲伯地方のみならず、長崎・下関・上方方面にまで大量に移出されていたが、弘化二年（一八四五）に隠岐の鯛は長崎俵物の代替品として幕府の「御用俵物」の取扱いをうけるにいたった。

元禄以降、幕府は煎海鼠・干鮑・鱧鱈の三品を俵物と称し、对中国輸出品として重視し、隠岐では享保以降「座方」と称する俵物下請人も存在し、天明以降は代官所が長崎俵物役所の直下請業務をなし、いわゆる「役場引請」の俵物生産地域となった。

鯛は俵物と同様に中国輸出の海産物として早くからとりあげられ、昆布・雛冠草などと共に「諸色」と称され、長崎輸出品として位置づけられていた²¹。

しかし、隠岐鯛は特に幕府より俵物同様の生産、供出賦課を課せられることなく、一般商品として販売され、長崎にも送荷され、長崎商人によって中国に輸出されていた。

所が、弘化二年（一八四五）にいたり、隠岐鯛は幕府によって長崎俵物の代替貿易品として指定され、俵物に繰り入れられ、俵物同様の「長崎俵物役所御用鯛」となった。

鯛が俵物代替品となった事情は別稿において詳述するが、最大の理由は長崎俵物役所に集荷する俵物の量が激減した故である。

集荷激減となったのは我が国において生産の絶対量が激減したからではなく、薩摩を根拠とする俵物の抜荷が取引

の主流となり、防長二国もこれに同調するに及び、幕府独占による俵物貿易形態が崩解を深めれ故である²²⁾。

幕府は俵物貿易の停滞が表面化し、その権力をもってしても態勢の挽回が困難になった天保末期に、これが対策として、鯛の俵物繰入れを考慮し、長崎俵物役所手附の浦田祥右衛門・松浦繁次郎に命じた。

西名は弘化二年より嘉永元年(一八四八)にかけて、西日本の俵物役場引請地域中、前々より鯛の生産地として著名な隠岐を弘化二年に、唐津・平戸・杵岐・対馬・五島を嘉永元年に歴訪し、鯛の「御用俵物繰入方」を命じた²³⁾。

隠岐の場合は長崎俵物役所が最初に計画し、且つ一応その目的を達しているが、その理由は鳥鼠漁業が資源的に恵まれた漁場を島の周辺に持っていた事は事実であるが²⁴⁾、幕府の支配・統制の容易な地域であったこと、さればこ歴史的条件が存在していた。その第一は隠岐は天領で、幕府権力の直接滲透しやすい地域であったこと、さればこ、俵物の生産・供出において、隠岐では島前・島後の両代官所が長崎俵物役所直支配の「俵物請負役所」となり、代官は村落支配階層、すなわち、大庄屋↓庄屋↓年寄↓組頭を通じて俵物の生産・流通を支配し、代官を頂点とする産地浦浜の支配が徹底し、俵物技術の事実が指摘されたこともない程官僚的支配の生産・流通機構が整備されていた。

従って鯛の御用俵物繰入れについても漁民の反対抗争の発生もなく、長崎俵物役所の指令に従った。

渡辺文書²⁵⁾によると、鯛の請負の内容は次の如くである。

弘化式年十二月、浦田詳右衛門殿、当(当)へ渡海被致候二付、心得

差上申請書之事

杵ヶ年目当商

鯛大漁拾八万斤、中漁拾四万斤、小漁七万斤

但、夏秋共、其漁高之内、品合宜敷処を以、相納候事、鯛式拾枚結壹把量目に六七乗値段之定、此結繩鯛拾貫目に附七拾目之積但天保七申年より弘化二巳年迄拾ヶ年平均値段、壹ヶ年式百拾式文武九与相成、鯛式拾枚結、壹把量目參百目より參百參拾五匁迄、平均壹把に附參百拾八匁之積りを以、代、六六七乗に相当候処、六七乗を以て御買上被仰付候極

右触之儀者、唐国御代物俵物之品ニ差統御渡方ニ相成候品ニ付、銘々心衛違不致、今般御取極相成候仕方を以、為試、来午年る向申年迄三ヶ年之間、目当高不相減様正条之売上可致旨被仰付、一同承知奉畏候、然ル上者向後一層漁業相励、成丈多斤數取揚、干目・品合宜敷物相撰納方可仕候、此段以連印御請書奉差上候処、仍如件

弘化式巳十二月

隠州島後越智郡都万村

漁師惣代、年寄、庄屋

大庄屋（以下島後各村略）

浦田詳右衛門殿

となっている。島前の分には次の如くである。

差上申請書之事

壹ヶ年目当高

鯛大漁參万六千斤、中漁貳万八千斤

小漁壹万四千斤

（以下本文島後分と同じ）

弘化式巳島前福井村

漁師惣代 梅四郎

問屋 甚左衛門

年寄 甚左衛門

庄屋 茂八

(島前十二村連各略)

大庄屋 峯三郎

浦田詳右衛門殿

とあり、張紙に次の如く記してある。

右買入値段之儀ハ島後振分之通六七乗

一、同当已年買入

有高不残

但、拙者書状不差出已然(注)（以前か）少々地方商船ニ売却候趣ニ付、右買入値段之儀島後振合之通八乗とある。

これによると弘化二年（一八四五）に俵物に差統いて鯛が幕府御用となった。その取扱方は「今般御取極相成候仕方

を以、為試、来年年々向申年迄三ヶ年之間、目当高不相減、正条之売上可致旨被仰渡候」とあるように、長崎俵物役所も隠岐鯛の出荷を「為試」されたのである。

従って、弘化一年以前は俵物の代替品としては鯛は取扱かわれていないことは確実である。

民間による一般商品として取扱かわれていたから、弘化二年分の最初の出荷値段にしても、十ヶ年平均計算からいうと、二百十二文二九となる筈であるが、既に島後振合之通、六七乗を八乗の計算で買入値段を定めねばならぬために、実値は二百五十四文として取引されている。

この点は俵物の値段が長崎俵物役所の番立表によって固定化され、時価によるスライド制がなされなかつた点に比べると大差のある買入姿勢である。

隠岐においては弘化二年から向三ヶ年の試売は成功で、俵物役所は満足した。隠岐で成功したのは島内における流通機構が整備されていたためで、俵物の流通機構そのものが錫の場合も適用され、且つ、前貸制の適用も巧に行なわれ、漁民の統制も徹底したように思われる。すなわち、漁師・問屋・年寄・庄屋・大庄屋の間で次のような協定をなし、俵物役所に接出している。

長崎廻御用錫御儀定被仰付候ニ付締合連印一札之事⁽²⁶⁾

一、錫之儀、問屋之不經手を、勝手に売買いたし候ハハ、其ものは商売手窺之上差留可中事

一、漁師共米錢入用申出候ハハ、問屋職ノものより差支無之様相渡可申候、然上にも心得違仕隠売いたし候ハハ、科料として錢貳貫文宛漁師中間江取置可申候事

一、問屋共心得違仕、不埒之取計有之ニおゐてハ職分差留可申事

一、錫揚高之儀、其節之問屋ら嚴重相改、庄屋所江書付差出可申候。若心得違仕、取揚高隠候もの有之ニおゐてハ村役人ヲ取扱仕、埒明可申候事

一、他国より參、漁業いたし候ものも其村浜法為守可申事

右ヶ条之趣一同申合候得ハ、向後心得違のもの無御座候も、此段連印一札差上申処仍而如件

弘化二己年十二月

隠州東郷村漁師惣代

問屋

年寄

庄屋

錫買集世話人

松浦屋与左衛門

大庄屋

長崎俵物方
御手許 浦田詳右衛門殿

松浦屋与左衛門は板屋武左衛門家の分家で弘化期には俵物買集世話人となっていた(27)。

右文書の中で注目すべきとは御用鰯の値段が、天保七申年(一八三六)から弘化二巳年(一八四五)の十ヶ年間平均値段を基礎として算定されていることである。

これは当時、隠岐において鰯の産地価格が形成されていた故で、全島の規模で鰯の産地市場の形成がなされていた事を前提としなければあり得ない事である。

文久二年(一八六二)に記された高梨文書(28)によると、次の如き記事がある。

惣右衛門勝村一代之事荒増……(中略)十五歳、手安船にて地方に航し商いす、十七歳、七拾石積和船新造し、地方より若州に航し商いす。新造船入用費用貳百五拾貫文なり、二十八歳、父庄右衛門死去し、宇屋町年寄役仰付けらる。此年船手商売を止む、此前十四・五年以前に村方鰯門屋始まり、津出し三分口銭極まる。一分は地下に納、二分にて相動申候、……(下略)

とある。惣右衛門は家系図によると、文政七年(一八二四)出生、文久三年(一八六三)の卒で、嘉永五年(一八五二)父庄右衛門のあとをうけて二十八歳で宇屋町の年寄役をうけついだ。

彼が年寄役襲名以前十四・五年前に鰯問屋が村々に出来たと記されているが、これは丁度、天保七・八年にあたる。

従って、弘化二年に天保七以来十ヶ年鰯平均値段をもって御用鰯の値段をきめたという渡辺文書の内容は、隠岐における鰯の産地市場成立とそれが価格形成機能を持つまで成熟したものであることを明示するものである。

六、隠岐における水産物商品化の展開過程とその意義

近世末期における鯛の商品化の状態は上述によって、ほぼ大勢は判明し、天保以後かなりその販売市場が拡大されていたことは確実である。

しかし、長崎俵物について鯛が代替貿易品となり、且つ、鯛が隠岐海産物商品の大宗となった背景には「鱒・鯛・その他干物」と、文政十二年の松江城下入荷水産物に記されているように、又、天保九・十一年の金毘羅丸積荷手帳の移出品目に示されているように、塩鯖・干鱈（まじ）・塩鱈（しち）（鰾）・鯛（塩鯛・干鯛）等の水産物の商品化があった。

少量の水産物が自給段階を越えて、離島から本土に移出される形態の推移を検討して見ると概ね次の如くあつづけられる。

前記の寛文十二年（一六七二）美保関港制札に「隠岐国併北浦方より薪・材木・肴・海藻等の商物、他国へ不出、松江へ入来候様」とする通り、隠岐から本土への水産物の移出が行なわれていたことは確実であるが、それは農閑稼ぎの副業的産物で、商人問屋の手を通じて買集め、販売がなされたのではない。

各村とも庄屋の担当行政業務の中で、移出入商品に駄別銀（点検銀ともいう）を課して売り出されていた。

しかし、商品流通が活発になると問屋業務が独立し、專業化を要請せられるにいたった。この時期が隠岐島では宝暦三年（一七五三）である。これは次の安達文書によって実証し得る⁽²⁹⁾。

相定申他国船宿並商売人宿之事

一、美田村問屋 四軒

喜兵衛・八兵衛・六兵衛・武左衛門

一、他国船入津之砌、往来平形相改、宿手形添差上可申候、又湊之内参候舟・船頭方より往来差出不申候共見逃三不仕、問屋・庄屋・年寄立合逐吟味、其品御断可申上候、尤御当地ニ而商売仕候他国者ハ、例年之通、往行御札可申請候
 一、他国船地船共、諸事積出申品々少も不隠置、御点檢之砌、御断可申上候、且又御点檢以後、何ニ而茂為積申間敷候、地船之儀者前々被仰付候通奉畏候、他国船往来手形之他、一人ニ而も乗参候ハハ、其趣早速御注進可申上候、御当地よりハ猶以一人も乗せ渡シ不申候様ニ手堅逐吟味、出船之時相改可申候
 右之通、少も違背仕間敷候、又問屋油断候か、又ハ我尽出候ハハ、庄屋・年寄・五人組之者共急度遂詮議、諸事抜目無之様ニ可仕候、万一右之品々致疎略候ハハ、御聞届被成候ハハ、私共急度越度ニ可被仰付候、為後日如件

宝曆三年西正月

美田村 年寄・庄屋

堀彦右衛門様

右の文書によると、美田村では宝曆三年に四軒の船宿を兼ねた問屋が指定された。喜兵衛は波止、八兵衛は大津、六兵衛は大山明、武左衛門は船越の年寄役である。その職掌を要約すると、他国船入津時の措置・積出荷物の点檢の二点である。

すなわち、宝曆年間に隠岐で成立した問屋制度は、商業資本の流通中間利潤追求を目的としたものでなく、近世庄屋の職能中より、物資の出入に関する事務処理面を、年寄役をつとめる村役人が分担して成立したものである。

天保十三年（一八四二）八月、各村庄屋、年寄の連判、大庄屋の奥書をもって差出した願書³⁰の中に次のような事項があり、右のことをよく示している。

一、問屋之儀ハ、古来々年寄役相勤候もの取引仕来候処、他国出入之品々商いたし候節、出入の品もの、且年号・月日等帳面留置、何等不依、後日御尋御座候共御答相成候様為致、出入之世話代ニハ問屋へ遣し、品物ヲ商人ニ相渡、問屋手前ニテ少シモ売買不致候へバ、是迄通り問屋被差置候方、御締合可宜奉存候。

これによると、村役人である年寄が問屋を兼ねたので、自己資本で商売する廻船問屋とは別の性格を持っている。「問屋手前ニテ少シモ売買不致」というように、村役人としての流通事務処理機関である。「世話代ニハ問屋へ遣シ」という手数料は前述の通り積出荷物に対し三分の口銭を課し、その一分は地下納、二分が問屋役得であった。

しかし、水産加工物、木材の商品化が進めば、当然廻船問屋が成立する筈で、上記の村役人的問屋とは異った流通機構を形成する。

例えば前記の布施村の長田熊右衛門は廻船問屋で自己資本で商売をしたが、彼が安政五年（一八五八）六月に庄内で仕入れた干鰯を備後尾道で売捌いた仕切手形は次の如くである。

売仕切之事(81)

一、庄内干鰯千八百五十二俵

此内

二十二匁一分替 千五百九十一俵

代銀 三十五貫百六十一匁一分

二十匁三分六厘替 二百六十一俵

代銀 五貫三百十三匁九分六厘

代銀ノ四十貫四百七十五匁六厘

此内

一、四百四十四匁四分八厘

俵三付二分四厘宛之

一割二分引 浜引とも

一、二貫一匁五分三厘 仲買引

一、一貫二百目九分二厘 御役銀

口錢

一、七十四匁八厘

俵二付四厘宛之水揚賣

一、六匁 上荷賣

一、八匁九厘 湊胡銀

三貫七百三十五匁一分

残銀三十六貫七百三十九匁九分六厘

七十一匁二割

此金五百十七兩一分二朱ト永銀八匁九分二厘

右之通仕切代金相渡此無出入相済申候

以上

安政五年午六月一日

問屋役場支配

大問屋 ㊦

熊屋熊右衛門殿

とある。尾道での問屋がかりの販売であるが、仕切書中に記された差引諸費は、仲買引・口錢（役銀）が金額的には大で、それについては一俵につき二分四厘づつの浜引、四厘づつの水揚賣、すくないのが六匁の上荷賣である。湊胡銀は航行運輸の神撰料ではないかと思われるが、詳らになし得ない。

天保年間における鯛問屋の成立、蔵屋手船金毘羅丸等の廻船商売の分析、長田熊右衛門の鯛廻船商売の事例等に見られるように、近世末期の水産物移出は廻船問屋の活躍が中心になって来た事は確実である。

廻船商売が、自らの廻船で鯛・鰯等の水産物を買集め、^{かみがた}上方市場等に大規模に販売するいわゆる「買積制廻船」と、島内の鯛・鰯・海藻・材木などを島内の問屋から委託されて運賃で本土に輸送するか、又は、本土の港に根拠地を置き、その地の問屋の委託によって貨物を輸送するいわゆる「運賃稼廻船」があった。安永四年（一七七五）願書に次の如くある。

御願申上口上之覽(2)

一、当島船手之儀、古来より当地産之薪・材木・間拔類積出商売致来候処、近年は船数過分ニ相増、当地荷物計リニては渡世難相成候ニ付、大船之分は、他国へ乗渡、雲伯両国之内ニて米・鉄・干鰯運賃積請負、大阪并瀬戸内下関辺へ積上り、遠近に随ひ運賃銭取之、渡世仕候船……(中略)……水主賃銭之儀、古来より之仕来も御座候得共、近年船数も相増、水主稀ニ御座候ニ付……(中略)……船手申合之趣帳面一冊并水主賃銀差別書一冊御覽ニ入申候
右之趣船手一統御願申上候、宣敷被仰付可被下候、以上
安永四年未十一月

島後 村々船主 年寄 庄屋

大庄屋文蔵殿

同 惣七殿

の如くで、既に安永四年には運賃積廻船の活躍が活発になっている。

従つて鯛・鰯・海藻等の水産物も買積船のみならず運賃積によつて大量に移出されたことは確實である。

安永以降、幕末にいたる廻船の推移の中で一見、不可思議な現象が見られる。それは、第四表に示す如く、大船の減少、小渡海船の増加である。

この事実が如何なる経済的想義を持ち、水産物流通問題と如何なる因果関係があるかについては極めて説明が困難

第4表 大船、小渡海船の変化

船 別 地区別	大 船		小 渡 海 船	
	年号 貞享4年 (1687)	文政6年 (1823)	貞享4年 (1687)	文政6年 (1823)
総 数	116	39	2	59
島 前	7	1	2	20
別 府	2	0	0	0
宇 賀	2	0	0	6
美 田	0	1	1	5
豊 田	0	0	0	5
宇 受 賀	0	0	0	2
その他島前	3	0	福井 1	2
島 後	109	38	0	39
津 戸	5	2	0	3
布 施	5	9	0	0
飯 美	2	6	0	0
卵 敷	10	4	0	1
大 久	3	6	0	0
東 郷	8	6	0	7
蛸 木	5	0	0	0
箕 浦	5	0	0	0
岸 浜	2	0	0	3
加 茂	3	0	0	2
今 津	7	0	0	5
矢 尾	21	1	0	9
目 貫	16	1	0	5
南 方	2	1	0	2
その他島後	15	2	0	2

貞享4年は増補隠州記

文政6年は村々般数書上帳

であるが、それへの接近の一面面として材木の商品化、大船・小渡海船の推移の意義、水産物商品化と廻船商売の關係について分析を加えたい。

寛文九年（一六六九）に隠岐では代官の指示で山林調査がなされた。これは「寛文九年西七月、山林長何町、幅何長と江戸へ御改二付、御郡代小倉十左衛門様、島前御代官瀧波与一右エ門様、島後御代官様高畑藤太夫様御改被成書

上候」(33)ものである。

貞享四年(一六八七)の増補陰州記には各村の山林事情を記述しているが、恐らく寛文九年の御改の事実をうけてのものと思われるが、多くの村が「材木・薪伐り出し商売に任る」といいながら「今は山中尽きて、古来の五分一もなし、然れ共島中第一の山林也」(原田村)とか「古来より良材多し、今は半は尽きたりといえども、外の山林よりは茂れり」(布勢村)等あり、これに似た記事は島後の布施・代・久見・卯敷・大久・飯美・郡等の村々にもみられる。島前では焼火山が森林資源が大であった。

右の記事から見れば、貞享以前に材木・薪が多く伐り出され、本土に売り出され、そのために、山林資源が往昔より減少したとある。

資料面から明確に木材の商品化・市場・流通機構を明らかにすることは現時点では困難であるが、木材移出のため積載量の大きな大船が必要なことは当然のことであり、貞享期に島後の山林資源に恵まれた沿岸村落に大船が多いことは事実である。

文政期の統計では大船が激減し、小渡海船が増加しているが、右の論理から推せば木材・薪の移出の相対量が減少し、重量・容積とも小で、価格の大きな水産加工物の移出が盛んとなり、小渡海船による運輸が増加したのではないかと推定する。小渡海船の分布は貞享期の大型所在港においても大船消滅、小渡海船の発達という傾向をとっているの、商品の中心的地位をしめたものが近世中期の木材から後期においては水産物に比重がうつったと推定せられる。

七、近世後期の本土漁民の隠岐島出漁とその流通問題

化政期以後、隠岐島水産物が本土の対岸市場・遠隔地市場に多量に販売され、その移出機関は小渡海船で、販売形態も買積制廻船商売の他に、運賃積み出荷がなされたことは前述の如くであるが、隠岐の水産物移出が単に隠岐島生産者と隠岐島廻船商人のみによって行なわれたのではなくて、対岸本土からの入漁者の出稼によるものが相当数あったことは注目に値する。

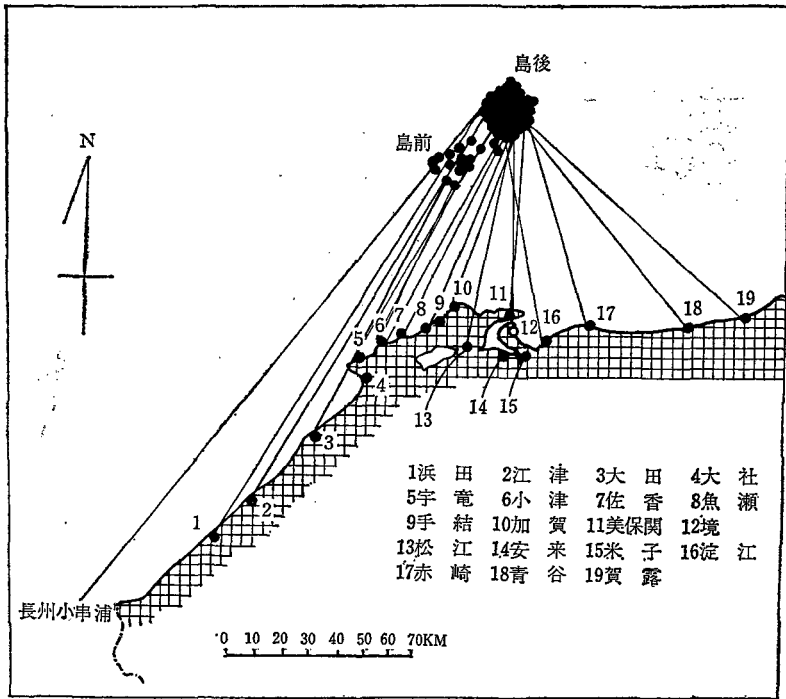
漁場としての隠岐島近海が沿岸根付の資源は勿論、鰯・鯛・鰯(飛魚)・鱈(鰈)・鱈・鯖・鰯・鰯(鱈)などの資源が豊富で、一本釣(鳥賊・鯛・鰯)、延縄(鰯)、四ツ弱り網(鯖網とも称し、鯖・鱈・鰯)、手繰網(鰈)・紫漬け(鱈)等の漁法が盛であった。

特に四ツ張り網は大規模な漁法で、近代の旋網(巾着網)の前駆的な形態をとるまでに技術化されていた。

隠岐島の水産物が本土市場に大量に出荷されるに及んで、本土の企業家が、豊度の高い隠岐島への出漁を企図するのは自然の傾向である。

隠岐島出漁を早くから企図したのは杵築漁民である。井上文書によると³⁶⁾、文化八年(一八一二)九月に二艘の漁船が渡島し、鰯漁に従って、十一月末にそれぞれ駄別銀(中鰯二十、鰯四十連)一匁を納めて帰国している。同年十二月には伯州淀江の船が鯖漁に入漁している。

これ以後は年を追うて、入漁者が増加したが、嘉永年間(一八四八―一八五三)には対岸地区の西は浜田から東は賀露までの地区から入漁がなされた。その地区を図化すると第五図の如くなる³⁷⁾。



第5図 近世後期本土から隠岐への出漁地域

図から明らかのように、島根半島北浦地区からの出漁が多い。この地域は隠岐同様、岩石海岸地域で、沿岸資源が豊富で、漁場条件はすぐれているのであるが、何故に隠岐出漁が多いのであるか、明治元年（一八六八）辰十二月の奉敷願御事³⁸によると次の如くあり、具体的な事情が判明する。

（前略）……杵築飯宮、中両村之儀ハ、漁業一円渡世仕候所柄ニ御座候処、冬ニ至候而荒統適々洋含有之候所も荒磯遠浅ニ而、思敷漁業出来難く、出船致候所ニ而茂如何許之漁事も無之候ニ付、其日々之渡世出来難候ニ付、先年ヨリ船数三十艘、船頭水主共都合式百人乗組、年々九月初旬より隠州島前・島後両島渡海仕漁仕来候……（中略）……御承知被下候通り、飯宮、中両村之儀者杵築ニ而茂、西北之端ニ而漁業之外稼之道無御座（中略）歎ケヘ敷次第ニ付、何ソ外ニ出漁無之哉

ト色々相考見候共隠州之外冬海漁場無御座候……(下略)……

とある。山陰地方の日本海に面する地域はいづれも西北に海を控え、冬期の季節風を真正面にうける地域なので、冬の漁業は荒天続きで出来ないから、隠岐の島前・島後に出漁して来たというわけである。

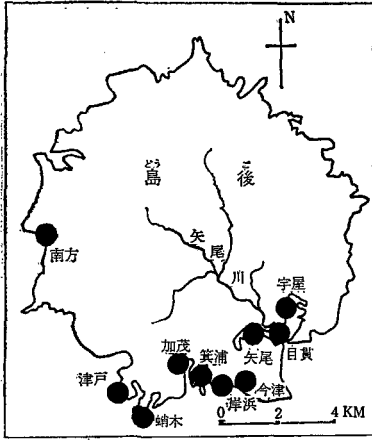
従って隠岐地区のすべての村々に出漁したわけではなくて、冬季の北西風の風下の地区に出漁したのである。

嘉永六年(一八五三)の「杵築浦漁師共当島へ出漁之儀ニ付心得之事」(39)によると次の如くである。

杵築漁船毎年九月より十二月迄四ヶ月之間、漁船九艘に限り渡海稼為致可申事

但、矢尾村・目貫村・宇屋村・津戸村・蛸木材・加茂村・箕浦村・岸浜村・今津村此九ヶ村へ漁船九艘を引請、一村限に一艘ツツ差置可申事(下略)……」

の如くである。



第6図 近世末期杵築漁民の島後への出漁地

これを図化すると第六図の如くで、島後の場合は東南岸に限定されている。もっとも後述の鱈魚の出漁は夏場であるから西岸の油井(南方)に那賀郡唐鐘浦(現在浜田市下府)の出漁があった。これは天保四年巳の出漁の如くである。

差上申宿手形之事(40)

石州那賀郡唐鐘浦徳左衛門漁船船頭水主三人乗
鱈魚為商売当月廿五日申刻、入津仕候、往来手

形相改候処御法度之宗門之者菅人茂無御座候間、為致漁業被為下候様奉願候（中略）……若逗留之間我儘凶事等仕候ハハ船頭水主之儀ハ不及申其上宿主庄屋年寄迄茂如何成越度ニ茂可被仰付候、出船之刻ハ其節可申上候、為後日仍妙件
天保己六月

越智郡南方村

宿主 年寄卯左衛門

庄屋 庄左衛門

大庄屋 伴左衛門殿

右願之通返島被仰付被為下候様奉願候 以上

大庄屋 伴左衛門

高畑藤太夫様

伊藤甚太夫様

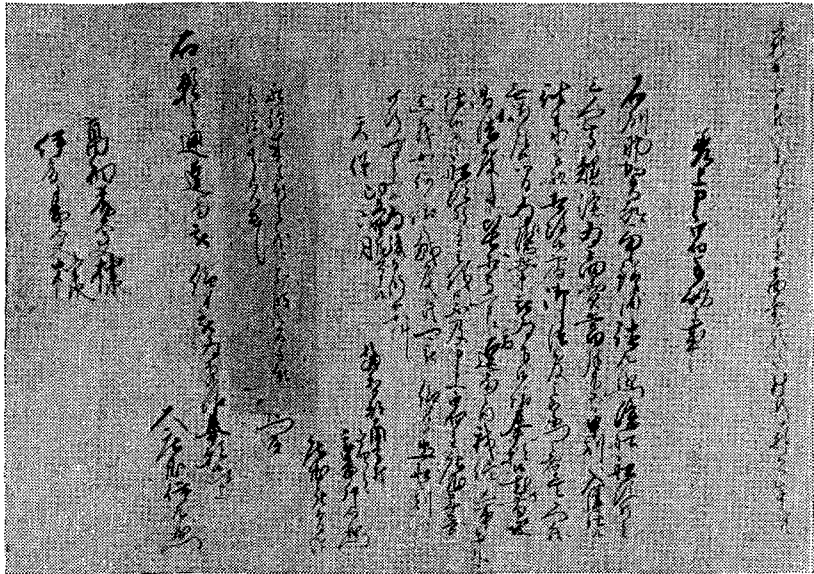
張紙に「往來手形之外ニ宿手形相添可差出可申事」とある。第七図号真はその原本である。出漁者は右文書に示すように隠岐の船宿を根拠とし、隠岐の間屋を通じて委託販売するか、半加工して地元へ帰港し、精製品とし、いづれかの方法で商品化した。

出漁者が隠岐で商品化する場合の如くであった(4)。

「一、鯺・鳥賊何漁ニテモ地方互取越候節、鯺ハ銀高二四分口銭、鯧等ハ銀高二三分口銭其浦間屋へ相立積出シ可申事。」

又、半加工のまま母港に持帰り商品化した。すなわち、前述の杵築漁民の出漁者は多くは杵築の間屋より仕込みをうけていたので、次の如くである(4)。

(前略)……右隠州渡海出漁之儀ハ、何れ茂難淡之漁師共、魚取揃候商人共より年々元捨(金か)借入、万端累調度、渡海仕過半漁事致候魚類積掃売捌代銭ヲ以年中、浦役諸上納等夫々相立、尚又銀高より元入借受候分も返済仕(中略)漁師共ハ大半渡海



第7図 天保4年唐鐘浦漁民の隠岐出漁（原本 田中蔵）

漁事引当諸事繰合仕、年中一統、渡世之足ニ仕……」

本土側商人の前貸をうけて出漁し、責任額を商人側に引渡す状態で、大半は持帰っていた事が明らかである。出漁民は文化年度より開如され、天保年間に島後の南方及び島前上方（南東海岸地区）に、嘉永年間に島後の東南岸に、安政三年（一八五六）には冬期のみならず夏期にも出漁許可され、島前・島後の各沿海村落はいずれも本土漁民の出漁根拠地となった。

従って近世末期の隠岐の水産物は隠岐島漁民の他、多数の本土出漁者によって漁獲され、商品化されたことが明らかである。

八、結び

一、離島経済社会が封建的村落共同体を形成している段階では第一次産業は自給体制を余儀なくされる。

二、離島が中世の分権的封建体制下にあつては分国下における流通形態は成立し得ても全国的規模においての

流通は不可能である。

三、隠岐が近世封建体制下に入って流通経済体制下に繰りこまれたのは明暦（一六五五）万治、寛文期（一六五八—一六七二）の頃で、木材が大量に売り出され、山林資源は貞享元禄期（一六八四—一七〇三）には盛時の五分の一に減少した。これは明暦三年・万治元・三年・寛文元・八年・延宝二・七年等の江戸・京都・東海南海地方の大火及び暴風雨災害の復旧に木材が大量要求され、天領の隠岐が幕府権力によって強制的に伐採、移出が強行された故である。隠岐に大船が比較的多数存在したのは万治—元禄期で、木材輸送のためである。

四、離島の水産物が商品化し、且つ市場拡大がなされるためには次の条件をみたさなければならない。

1 塩干加工物であり、大量生産が可能であること、本土出荷は距離面と輸送方法面で生魚は不可能である。

2 輸送手段である船舶が、廻船商売として成立し得る帆船航路の経路中に島が位置していること、この点隠岐は西廻航路の沖乗り寄港地で恵まれた。

3 商品性の高い水産加工物が生産され得ること、隠岐は貿易品の長崎俵物（近世で最も商品性高い）、鰯（これも俵物につき貿易品化した）、塩鱈・塩干の鯖・鯆（飛魚）、鯛の生産が主であり、且つ、その資源が豊富であった。漁場条件がよかつた故である。

4 流通機構の整備がなされていること、隠岐はもともと早く商品化した長崎俵物の流通機構を規範として、行政機関が初期に問屋業務をなし、後期にいたり商人問屋、すなわち廻船問屋の活躍が行なわれるという展開をした。

五、隠岐の水産物は近世中期以後（寛文以後）松江城下集中策が取られ、きびしい集荷管理統制がなされた。特に化

政以後は「隠岐宿」經由の集荷が義務づけられた、中島屋武助なる松江藩御用商人の統制下にあり、隠目附（密告者）等も設置し、藩権力を後立てとする商業資本の力が強かった。

六、米子・境・淀江は松江のような強制集荷策をとらず、むしろ隠岐よりの入荷品には手数料免除方針をとったので、隠岐の漁民、廻船商売人は境、米子等の販売を喜んだ。

七、鯽・鰯等の塩干物は米子問屋を通じて備中・美作地方に販売された。

八、長崎・下関・尾道・丸亀・大阪等の遠隔地市場への移出品は、塩鯽・鰯が主で大型廻船（大船と称す）の買積制販売が主であった。

九、買積制商売の外に小渡海船と称する百石積以下の帆船の運賃積輸送（委託販売）が近世後期には盛んになり、遠隔地市場への航行販売も活発化した。

一〇、本土側漁民の隠岐出漁は化政以後開始され、冬期操業可能な隠岐南東沿岸村落が根拠地で、この販売は隠岐島問屋經由販売が大半、自港持帰り販売が大半であった。幕末には夏期出漁も許可となり、島前・島後の沿岸村落には西は浜田、東は賀露間の地区から多数の漁民の出漁があった。従ってその流通量は莫大となったと思われるが数量を詳になし得ない。

一一、水産物移出と廻船商売とは密接な相関関係が予想せられるが、これを理論的に解明することは資料面から今後の課題として残されている。

註及参考文献

- (1) R. Gerard Ward (1972) : Man in the pacific Islands; Essays on geographical change in the Pacific Island.
- (2) F. Bartz (1965) : Die Grossen Fischerei-roune der Welt, Franz steiner verlag GMBH, Wiesbaden.
- (3) Leo Warbel (1933) : Probleme der Landwirtschafts Geographie. 伊藤兆吉訳・農業地理学の諸問題 二二九—二三〇頁。
- (4) William A. Hance (1953) : The fishing industry of the Outer Hebrides, Economic geogr. Vol 29, No. 2 pp. 168—182.
- (5) 新修島根県史史料篇・第二卷三三八〜三四〇頁所収 文政十二年申渡、原本島根県隠岐郡西郷町大久、斎藤修二郎蔵。
- (6) 新修島根県史史料篇 2 五七〇頁。
- (7) 松江市誌による。
- (8) 「渡辺家所蔵触書号抄」島根県隠岐郡西の島町・松浦康麿蔵。
- (9) 筆者の発見・松江市寺町竜角寺が墓所である。
- (10) 前掲(5)
- (11) 安政六年伯耆国中海付村々諸品取調書、鳥取県立米子図書館所蔵写本。
- (12) 「もぎ」と発音し、「じんば」とも称える。
- (13) 米子市史六六九頁。
- (14) 前掲(13)
- (15) 前掲(13)
- (16) 天保九年・十一年蔵屋手船金毘羅丸手板帳、島根県隠岐郡西郷町中町・高梨武雄蔵。
- (17) 西郷町東町・松浦千足蔵。

- (18) 隠岐郡布施村布施・長田正三蔵。
- (19) 長田正三蔵。
- (20) 隠岐郡海士町福井・田邑二枝蔵写本。
- (21) 俵物・鯛の長崎輸出品としての概要については、宮本又次(一九五八)「長崎貿易における俵物役所の消長」、九州經濟史論集第三卷に論述がある。
- (22) 続通航一覽に詳述されている。
- (23) 弘化貳年十二月浦田詳右衛門殿、「当島へ渡海被致候ニ付心得」、隠岐郡海士町崎・渡辺茂蔵。
- (24) 農林水産技術會議事務局(一九七二)、スルメイカ資源に関する研究。
- (25) 前掲(23)。
- (26) 長崎御用鯛御儀定被仰付候ニ付締合連印一札之事、西郷町東郷・美濃屋蔵。
- (27) 新修島根県史史料篇2 七四八頁に「隠州島後俵物買集世話人松浦屋与衛門」とある。
- (28) 「惣右衛門勝村一代之事荒増記」文久二年記、西郷町東郷・高梨高勝蔵。
- (29) 宝曆三年「相定申他国船宿並商売人宿之事」隠岐郡西の島町美田・安達産平蔵。
- (30) 前掲(8)。
- (31) 隠岐郡布施村布施・長田正三蔵。
- (32) 隠岐郡海士町宇受賀・村尾益行蔵。
- (33) 宝曆十一年「隠岐諸色年代略記」、隠岐郡西の島波止・松浦康厩蔵(新修島根県史史料篇2 三三〇頁)。
- (34) 享五年「増補隠州記」(新修島根県史史料篇2 一六九頁～二六一頁)。
- (35) 明治二十四年「旧藩時代隠岐国漁制調査書」島根県隠岐支庁蔵。
- (36) 文化十年「御尋ニ付申上候口上之賞」西郷町加茂・井上香彦蔵。
- (37) 前掲(35)より作製。
- (38) 昭和八年「旧藩時代漁制調査」

(42) 前掲(38)
(41) 前掲(35)
(40) 天保巳六月「差上申宿手形之事」筆者蔵。
(39) 前掲(35)